

大崎市第3次障害者計画 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概要

「障害」の「害」の字のひらがな表記

大崎市では、法律用語や行政文書、固有名詞などを除き、「障害」の「害」の字をひらがな表記にします。

これは、「害」の字に負のイメージがあるということで、近年、多くの地方公共団体や民間企業などにおいて、ひらがな表記に統一する動きが出てきていることから、本市においても人権尊重の観点から、「障がい」と表記するものです。

〈主な例〉

- ①「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、各法律に基づく市の行政文書であるため、害の字を漢字表記にします。
- ②「身体障害者手帳」「障害福祉サービス」「障害基礎年金」などは、固有名詞なので、害の字を漢字表記にします。
- ③単に、「障がい者」や「障がい児」の支援に関する施策などといった場合は、害の字をひらがな表記にします。

《第3次障害者計画の概要》

1 策定の趣旨・背景

(1) 国の動き

わが国では、「障害者基本計画」や「重点施策実施5カ年計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、雇用等の各分野にわたる障がい者施策を展開してきました。

年 月	関係法令の動き	主な内容
平成18年4月	「障害者自立支援法」の施行	○身体障がい、知的障がい、精神障がいと、障がいの種類ごとにサービス提供の仕組みがわかれていた状況を改め、市町村が一元的にサービスを提供する仕組みを創設
平成19年4月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行	○盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、特別支援学校の免許状を改めるとともに、小中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置付ける
平成21年12月	内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置	○障害者権利条約の締結に先立ち、集中的に国内法制度改革を進めていくこととした
平成23年8月	「障害者基本法」の一部施行	○目的規定を見直し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現する

年 月	関係法令の動き	主な内容
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」の施行	○何人も障がい者を虐待してはならない旨を規定
平成 25 年 4 月	「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 「障害者優先調達推進法」の施行	○障がい者の範囲に難病等を加える ○障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准	○障がいに基づくあらゆる差別の禁止 ○障がい者が社会に参加し、包容されることを促進
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」の施行	○国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止
//	「障害者雇用促進法」の一部施行	○雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止
平成 28 年 6 月	「改正児童福祉法」の一部施行	○医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努める
平成 30 年 4 月	「改正障害者総合支援法」の施行	○65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

(2) 宮城県の動き

県では、「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」に基づき、様々な障がい福祉施策を進めることにしています。

◆宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）

計画期間	平成30年度～35年度
基本理念	だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり
重点施策	① 障がいを理由とする差別の解消
	② 雇用・就労の促進による経済的自立
	③ 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

(3) 策定の趣旨

第3次障害者計画（計画期間：平成30年度から平成35年度）では、前期計画期間中に新たに成立した法律及び法律の一部改正に基づき、障がいや理由とする差別の解消や発達障がい者・難病患者等への支援、さらには、医療的ケア体制の整備等も現計画に反映させます。

併せて、障害者総合支援法の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業における、事業種目ごとの実施計画となる第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年度から平成32年度）並びに児童福祉法の基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の実施計画となる第1期障害児福祉計画（計画期間：平成30年度から平成32年度）を一体的に策定しました。

これらの計画を一体的に推進することで、本市総合計画の施策の大綱に定める「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」に寄与するとともに、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、障害者基本法第11条に基づく法定計画「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく法定計画「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく法定計画「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。
- 「障害者計画」は、障がい者施策全般の基本的な指針を定め、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者計画」の中の主に生活支援施策について、実施計画的なものとして数値目標を掲げています。
- 本計画（「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」）は、国や県の関連計画や本市における「大崎市総合計画」を踏まえた上で、「大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、他計画との整合性を図りつつ策定するものです。

3 計画の対象

本計画の対象の範囲は、障害者基本法及び障害者総合支援法等で定義している、「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者（発達障害を含む）」「その他の心身の機能の障害」「難病患者等」「障害児」とします。

4 計画の期間

本計画の期間として、障害者基本法に基づく「第3次障害者計画」を平成30年度から平成35年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく「第5期障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第1期障害児福祉計画」を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

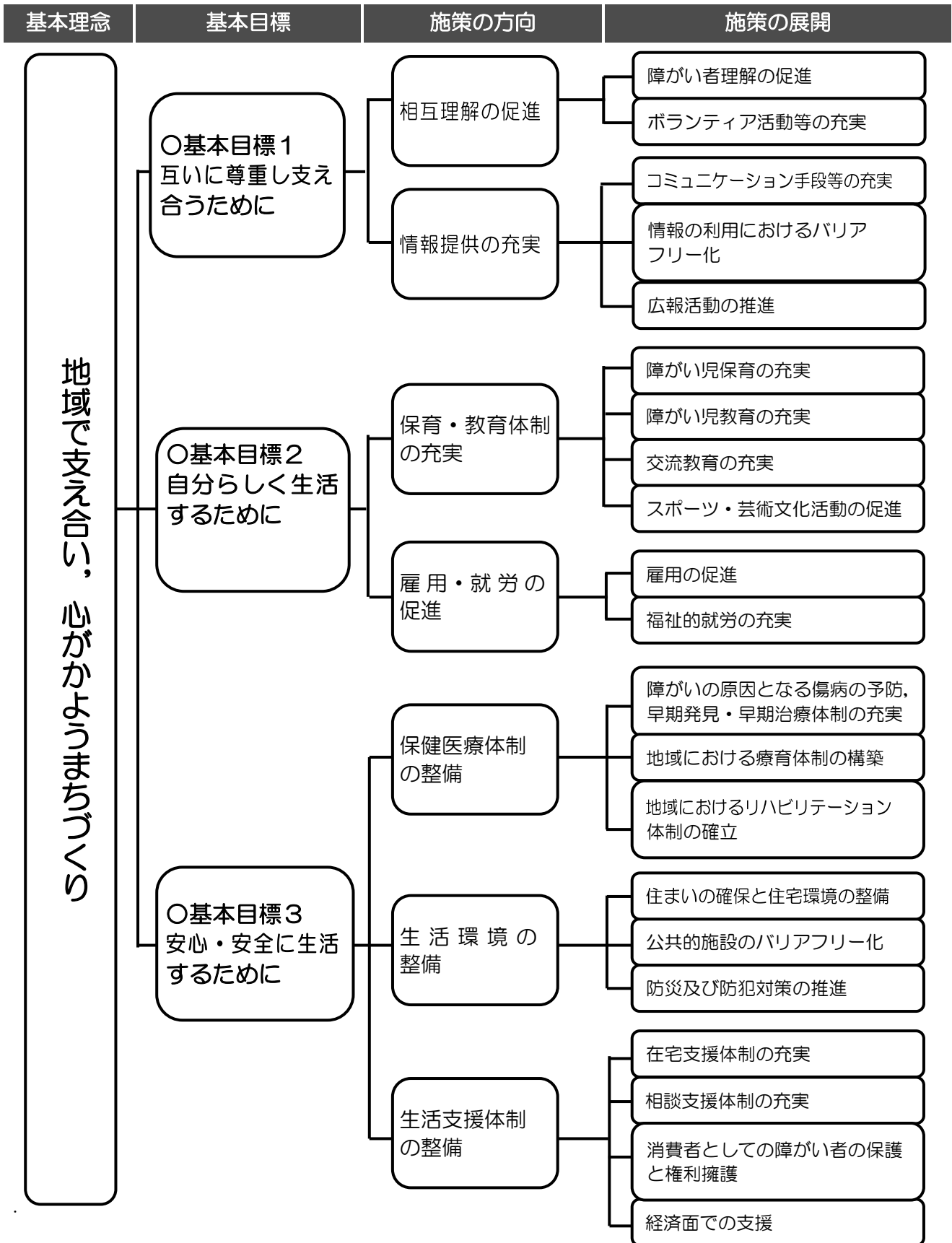
5 計画の基本理念

本計画においては、大崎市総合計画の施策の大綱に定める「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」を実現するために、「地域で支え合い，心がかようまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくための、障がい福祉に関する具体的な施策の方向性を示すものです。

6 計画の基本目標

本計画における基本理念を実現するため、前期計画と同様に「互いに尊重し支え合うために」、「自分らしく生活するために」、「安心・安全に生活するために」の3つの基本目標を掲げます。また、各基本目標においては、その達成に向けて、それぞれ2～3の施策群（施策の方向）を設定しています。

7 計画の体系



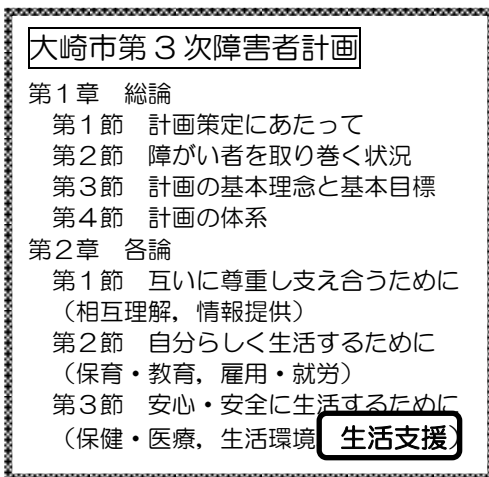
《第5期障害福祉計画の概要》

1 計画策定にあたって

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられている計画です。

障害者総合支援法の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する計画として策定するものです。

2 計画の性格と位置付け



本計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障害者計画」の一部をなすものであり、障がい者等に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めるものです。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とした第4期障害福祉計画の見直しを行い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

4 計画の基本理念

本計画は、大崎市障害者計画と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い、心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

5 計画の基本方針

障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、以下の4つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

6 平成 32 年度の目標

(1) 地域生活、一般就労等移行目標値

障がいのある人の自立支援に向けて、地域生活への移行、就労支援の課題に対応するため、第4期障害福祉計画では平成 29 年度を目標年度と設定しましたが、第5期障害福祉計画の策定にあたっては、前期計画に掲げた数値の分析を行い、地域の実情を踏まえて、平成 32 年度を目標年度として①福祉施設入所者の地域生活への移行②福祉施設から一般就労への移行③就労移行支援事業の利用者数④就労移行率が3割以上の事業所の割合⑤地域生活支援拠点等の整備⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築⑦医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所の設置について、それぞれの数値目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末において福祉施設に入所している障がい者が、平成 32 年度末までに、グループホームや一般住宅等の地域生活に移行する、障がい者の数値目標を設定します。

国の指針では、平成 32 年度末の福祉施設入所者数は、平成 28 年度末の福祉施設入所者数の2%以上を削減することを基本としています。平成 32 年度末の地域生活移行者数については、平成 28 年度末の福祉施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

本市では、平成 28 年度末現在、福祉施設に入所している人は 144 人となっており、目標年度である平成 32 年度末までには、地域の実情を勘案し 13 人(移行率=9.1%)が地域へ移行するとともに、福祉施設入所者の 3 人(削減率=2.1%)を減じて、141 人にすることを目指します。

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度末の 入所者数(A)	144 人	平成 28 年度末の福祉施設入所者数
平成 32 年度末の 入所者数(B)	141 人	平成 32 年度末の福祉施設入所者 見込数
【目標値】 削減見込(A-B)	3 人 (2.1%減)	減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	13 人 (9.1%移行)	平成 32 年度末までに、福祉施設の入所 からグループホーム等に移行する人の数

②福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成 32 年度中に一般就労に移行する人は、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本としています。

本市では、平成 28 年度に 10 人が一般就労へ移行しています。本計画の目標年度である平成 32 年度には、15 人の福祉施設利用者が一般就労に移行することを目標とします。

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	10 人	就労移行支援事業等を通じての、平成 28 年度の一般就労移行者数
【目標値】 平成 32 年度の 一般就労移行者数	15 人 (1.5 倍)	就労移行支援事業等を通じての、平成 32 年度の一般就労移行者目標数

③就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、平成 32 年度末には就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 20%以上増加することを基本としています。

本市では、平成 28 年度末の利用者数が 53 人となっています。本計画の目標年度である平成 32 年度においては、64 人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	53 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	64 人 (20.8%増)	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者目標値

④就労移行率が3割以上の事業所の割合及び就労定着支援事業の職場定着率

国の指針では、平成 32 年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

本市では、平成 32 年度における就労移行支援事業所数を5事業所と見込み、うち3事業所において、就労移行率が3割以上とすることを目標とします。

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率が8割以上となることを目標とします。

項目	数値	考え方
平成 32 年4月1日の就労移行支援事業所見込み数(A)	5 事業所	平成 32 年4月1日の就労移行支援事業所見込み数
平成 32 年度における就労移行率3割以上の事業所数(B)	3 事業所	平成 32 年度における就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合(B)／(A)	60%	平成 32 年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合目標値
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%以上	就労定着支援開始から1年後の職場定着率目標値

⑤地域生活支援拠点等の整備

高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①地域移行や親元からの自立等の相談②一人暮らしやグループホーム等の体験の機会と体験の場③緊急時の受入れと対応④人材の確保と養成及び連携等の専門性⑤サービス拠点やコーディネーター配置等の地域の体制づくりといった、5つの機能の強化を図ることが求められています。

このため、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるような様々な支援を、切れ目なく提供できる仕組みを構築すべく、国の指針では、地域生活支援

のための機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点整備，若しくは，地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を，平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上整備することを基本としています。

本市では，複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）で，平成 32 年度までに 1 か所整備します。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等を整備	1か所	平成 32 年度末までに面的な体制で整備

⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では，精神障がい者が，地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため，全ての市町村ごとに，協議会やその専門部会などで保健，医療，福祉等による協議の場を設置することを基本としています。

本市では，平成 32 年度末までに協議の場を設置します。

項目	目標値	考え方
保健，医療，福祉関係者等による協議の場を設置	設置	平成 32 年度末までに保健，医療，福祉関係者等と連携し設置

⑦医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所の設置

日常生活を営むために，医療的ケアを要する状態にある障がい児などの利用者ニーズに応えられるよう，医療機関や介護施設での併設利用等も含めて，平成 32 年度末までに，本市への短期入所事業所の設置を目指します。

項目	目標値	考え方
医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所を設置	1事業所以上	平成 32 年度末までに短期入所事業所を設置

6 障害福祉サービス（月間利用量）

区分	サービス名	単位	29年度 実績見込	32年度 計画目標	
訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等 包括支援	時間	1,841	1,863	
		人分	133	135	
日中活動系サービス	生活介護	日分	6,687	6,634	
		人分	329	335	
	自立訓練	機能訓練	日分	0	13
			人分	0	1
	生活訓練	日分	130	173	
		人分	7	10	
	就労移行支援	日分	833	1,043	
		人分	51	64	
	就労継続支援	A型 (雇用型)	日分	1,015	1,125
			人分	53	56
B型 (非雇用型)		日分	4,422	4,548	
		人分	241	260	

区分	サービス名	単位	29年度 実績見込	32年度 計画目標	
日中活動系サービス	就労定着支援	人分	—	15	
	療養介護	人分	16	17	
	短期入所 (ショー トステ イ)	福祉型	日分	214	268
			人分	44	51
		医療型	日分	10	20
			人分	3	10
居住系サービス	自立生活援助	人分	—	4	
	共同生活援助 (グループホーム)	人分	170	193	
	施設入所支援	人分	143	141	
	相談支援	計画相談支援 (サービス利用計 画作成費分)	人分	99	116
地域移行支援		人分	—	3	
地域定着支援		人分	—	3	

7 地域生活支援事業（年間利用量）

事業名	単位	29年度 実績見込	32年度 計画目標
理解促進研修・啓発事業	件	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2
相談支援事業			
障害者相談支援事業	か所	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	2	2
成年後見制度法人後見 支援事業	実施	無	無
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	件	40	50
手話通訳者設置事業	人	0	0

事業名	単位	29年度 実績見込	32年度 計画目標
日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	件	10	10
自立生活支援用具	件	16	16
在宅療養等支援用具	件	10	24
情報・意思疎通支援用具	件	22	24
排泄管理支援用具	件	2,935	3,100
居宅生活動作補助用具	件	2	3
手話奉仕員養成研修	人	16	37
移動支援事業	延時間	1,800	1,800
	人	50	50
地域活動支援センター 事業	か所	4	4
	人	111	115

事業名	単位	29年度 実績見込	32年度 計画目標
その他事業			
訪問入浴サービス事業	延回数	600	600
	人	10	10
知的障害者職親委託事業	か所	1	1
	人	0	2
日中一時支援事業	日	2,450	2,500
	人	120	125
自動車運転免許助成事業	件	8	8
自動車改造助成事業	件	3	3

【市が単独で行っている事業】

◆ 福祉タクシー利用助成事業

心身に重度の障がいがある人に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

◆ 心身障害者自動車等燃料費助成事業

心身に重度の障がいがある人やその家族が、ガソリンスタンドでガソリンや軽油を購入した際、その料金の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

◆ 福祉有償運送利用助成事業

心身に重度の障がいがある人に対し、通院等を目的として福祉有償運送を利用する場合の費用の一部を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

◆ 障害者家族介護用品支給事業

常時失禁状態にあり紙おむつ等の使用を必要とする在宅の重度身体障がい者を介護している家族に対して、介護用品の購入に要する代金の一部を助成することにより、家族介護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、障がいのある人の在宅生活の継続を支援します。

◆ 身体障害者安心見守り事業及び身体障害者緊急通報システム事業

身体障がい者の家庭内の事故等に迅速に対応できる体制を整備することにより、身体障がい者の地域における自立した生活の継続を支援します。

《第 1 期障害児福祉計画の概要》

1 計画策定にあたって

障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、本市の障がい児のサービス提供体制の整備等を、計画的に推進するためのものです。

2 計画の性格と位置付け

大崎市障害者計画	
第 1 章 総論	
第 1 節 計画策定にあたって	
第 2 節 障がい者を取り巻く状況	
第 3 節 計画の基本理念と基本目標	
第 4 節 計画の体系	
第 2 章 各論	
第 1 節 互いに尊重し支え合うために (相互理解, 情報提供)	
第 2 節 自分らしく生活するために (保育・教育, 雇用・就労)	
第 3 節 安心・安全に生活するために (保健・医療, 生活環境, 生活支援)	

本計画は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障害者計画」の一部をなすものであり、障がい児に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めるものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とします。

4 計画の基本理念

本計画は、大崎市障害者計画と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い、心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

5 計画の基本方針

障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」と、障がい児支援の提供体制を計画的に確保する「児童福祉法」の理念を踏まえつつ、以下の 3 つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

- ① 関係機関が連携した切れ目の無い一貫した支援体制の構築
- ② 障がい児とその家族の地域社会への参加と包容を支援
- ③ 児童発達支援施設等での重症心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れを促進

6 平成 32 年度の目標

障がいのある児童に対する地域支援体制の充実を図るため、発達障がいのある児童や重症心身障がい児等を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を計画に沿って設置していきます。

(1) 児童発達支援センターを設置

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域単位に、児童発達支援センターを 1 か所以上設置することを基本としています。本市が属する大崎圏域では、既に 2 か所設置していますので、引き続き同センターにおいて支援を継続していきます。

項目	目標値	考え方
平成 32 年度末時点の児童発達支援センターの設置数	2 か所	大崎圏域で既に設置しており支援を継続する

(2) 保育所等訪問支援利用体制を構築

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。本市では、既に 3 事業所に設置していますので、引き続き支援機能の充実を目指します。

項目	目標値	考え方
平成 32 年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	3 か所	既に設置しており支援を継続する

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を大崎圏域に設置

国の基本指針では、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域単位に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所設置することになっています。

項目	目標値	考え方
平成 32 年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所	大崎圏域で設置
平成 32 年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所	大崎圏域で設置

(4) 保健, 医療, 福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針では, 平成 30 年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう, 関係機関が連携を図るための協議の場を設置することや, 関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本としています。本市では, 既に「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置していますが, コーディネーターについては, 平成 31 年度からの配置を目標とします。

項目	目標値	考え方
平成 30 年度末までに保健, 医療, 福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	既に「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	平成 31 年度からの配置を目標とする

(5) 医療的ケア児が利用できる児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置

日常生活を営むために, 医療を要する状態にある障がいのある児童の利用者ニーズに応えられるよう, 平成 30 年度末までに, 本市への児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置を目指します。

項目	目標値	考え方
医療的ケア児が利用できる児童発達支援センターの設置	1事業所	平成 30 年度末までに設置
医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の設置	1事業所以上	平成 30 年度末までに設置

7 障がい児支援（月間利用量）

区分	支援名	単 位	29年度 実績見込	32年度 計画目標
通 所 支 援	児童発達支援	日 分	433	465
		人 分	28	31
	放課後等 デイサービス	日 分	1,499	2,740
		人 分	102	148
	保育所等訪問支援	日 分	3	6
		人 分	2	3
	医療型児童発達支援	日 分	0	0
		人 分	0	0
	居宅訪問型 児童発達支援	日 分	—	2
		人 分	—	2
相 談 支 援	計画相談支援	人 分	30	50

《計画の推進》

（１）大崎市の推進体制

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図り、本計画を推進します。

また、本市自立支援協議会は、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成するとともに、事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行います。

（２）宮城県及び近隣市町との連携

県及び大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町との共同で、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成する、「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談支援、就労、児童・発達障害、障害福祉行政の各ワーキンググループにおいて、サービス提供や施設整備等についての意見交換及び方策の検討を行い、計画の推進に反映させます。

（３）市職員の研修機会の確保

障害者基本法や障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法等に基づいて本計画を推進するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領」による窓口対応の評価や、障がい福祉に関する職員向け研修会等を実施し、障がい者等への理解度や権利擁護の意識を高めるとともに、福祉意識の高い職員の育成に努めます。

（４）関係機関・ボランティア団体等との連携体制の構築

本計画の推進に当たっては、本市や関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に協力及び連携する体制づくりを構築します。

（５）計画の普及・啓発

本計画の普及と啓発を図るために、出前講座の実施や、市の広報誌及びウェブサイト等で広報を行います。

《達成状況の点検・評価》

（１）計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCA サイクルにより、サービスごとの達成状況を把握するとともに、計画全体の進捗状況及び点検・評価を行う中で、不足が見られた施策やサービス等があった場合には、計画の改善や見直しを行いながら、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

（２）計画の達成状況の点検と評価

各年度において、施策、サービス等の実施状況や目標の達成状況を検証し、本計画の実績に関する評価を行います。その上で、必要があると認められるときは、関係者間で協議し、必要な対策を実施します。